

船舶事故調査報告書

令和3年7月7日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

委員 佐藤 雄二（部会長）

委員 田村 兼吉

委員 岡本 満喜子

事故種類	衝突
発生日時	令和2年8月18日 07時45分ごろ
発生場所	神奈川県横須賀市横須賀港第6区 横須賀港鴨居西防波堤灯台から146°620m付近 (概位 北緯35°14.5′ 東経139°44.3′)
事故の概要	遊漁船 ^{やまたけ} 山武丸は、北北東進中、また、ミニボート（船名なし）は、漂泊中、両船が衝突した。 ミニボートは、船尾部外板に亀裂等を生じた。
事故調査の経過	令和2年9月11日、本事故の調査を担当する主管調査官（横浜事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	A 遊漁船 山武丸、3.49トン KN3-11836（漁船登録番号）、個人所有 9.25m×2.05m×0.72m、FRP ディーゼル機関、180.2kW、昭和56年12月 第235-13676号（船舶検査済票の番号） B ミニボート（船名なし）、総トン数なし 船舶番号 なし、清藤釣具店 約3.0m×不詳×不詳、FRP ガソリン機関（船外機）、1.47kW、不詳
乗組員等に関する情報	A 船長A 70歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和55年8月15日 免許証交付日 平成29年10月30日 (令和5年4月6日まで有効) B 操縦者B 50歳 一級小型船舶操縦士 免許登録日 平成17年1月21日 免許証交付日 令和元年9月30日 (令和7年1月20日まで有効)
死傷者等	なし
損傷	A なし

	B 船尾部外板に亀裂、船外機カバーに破損
気象・海象	気象：天気 晴れ、風 なし、視界 良好 海象：海上 平穏
事故の経過	<p>A 船は、船長が 1 人で乗り組み、釣り客 3 人を乗せ、遊漁の目的で、令和 2 年 8 月 1 8 日 0 6 時 3 0 分ごろ神奈川県三浦市金田漁港を出港した。</p> <p>船長 A は、操舵室内の椅子に腰を掛け、手動操舵により約 8 ～ 9 ノットの対地速力で北東進し、横須賀市海籾島^{あしひら}西方沖で同市観音埼東方沖に向けて北北東方に転針した際、前路に横須賀港第 7 区の久里浜湾から千葉県富津市浜金谷港へ向け出港していくフェリー及び観音埼の南方に漂泊している 2 隻の船舶（B 船及び他の 1 隻）を確認した。</p> <p>船長 A は、一旦左転して東進するフェリーの船尾を通過した後、漂泊する 2 隻の船舶（B 船及び他の 1 隻）と香山根灯浮標の間を航行する針路として北北東進中、前路を東方に横切る漁船の動静を確認して航行を続けていたところ、船首甲板部にいた釣り客 2 名が手を挙げたので何かあると思いとっさに右舵を切ったが、0 7 時 4 5 分ごろ、衝撃を感じ、B 船を認めて衝突したことを知った。</p> <p>B 船は、操縦者 B 及び同乗者が乗船し、釣りの目的で、0 7 時 0 0 分ごろ横須賀市鴨居町の前浜を出発し、同浜から南東方沖約 9 0 0 m の釣り場で船首を北東方に向け、機関を停止して漂泊を開始した。</p> <p>B 船は、同乗者が船首部で、操縦者 B が船尾中央部で右舷側を向き、共に座って釣りをしていた。</p> <p>操縦者 B は、釣り中に船尾方向を見たところ、約 5 0 m の距離に接近する A 船を視認し、A 船の進路が一旦変わったように見え、A 船が B 船を認識していると思ったものの、B 船に向けて接近してきたので、どうすることもできずに A 船の船首部と B 船の船尾部が衝突した。</p> <p>操縦者 B は、携帯電話で B 船の船舶所有者へ連絡し、同者が海上保安庁へ本事故の発生を通報した。</p> <p>B 船は、自力で前浜へ戻った。</p> <p>（付図 1 事故発生場所概略図 参照）</p>
その他の事項	<p>船長 A は、A 船の船長として 3 0 年以上乗船しており、本事故発生場所付近の航行経験が豊富であった。</p> <p>本事故後、船長 A は、フェリーの船尾を通過後、前路を東方に横切る態勢の漁船を注視している間に漂泊中の B 船を見失ったと思った。</p> <p>操縦者 B は、A 船を認めた際、A 船の船首部に居た数人が B 船を見ていたので、A 船の操船者が B 船に気付いていると思った。</p> <p>操縦者 B は、釣り中に顔を上げ、船尾方向から B 船に向かってくる A 船を認めた際、釣り糸を上げ、機関を始動する余裕がないと思った。</p>

<p>分析</p> <p>乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象等の関与 判明した事項の解析</p>	<p>A あり、B あり A なし、B なし A なし、B なし</p> <p>A 船は、観音崎南方沖において北北東進中、船長Aが、A船の前路を東方に横切る態勢の漁船を注視していたことから、漂泊中のB船を見失い、B船に向かう針路となっていることに気付かず、B船と衝突したものと考えられる。</p> <p>B船は、観音崎南方沖で漂泊中、操縦者Bが釣りに意識を集中し、釣り竿のある右舷側を向いていたことから、B船に向けて接近するA船に気付くのが遅れ、A船と衝突したものと考えられる。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、観音崎南方沖において、A船が北北東進中、B船が漂泊中、船長AがA船の前路を東方に横切る態勢の漁船を注視していたため、B船に向かう針路となっていることに気付かず、また、操縦者Bが釣りに意識を集中し、釣り竿のある右舷側を向いていたため、B船に向けて接近するA船に気付くのが遅れ、両船が衝突したものと考えられる。</p>
<p>再発防止策</p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 操船者は、航行中、一方の障害物にのみ意識を向けず、常時適切な見張りを行うこと。 ・ 操船者等は、漂泊中であっても釣りのみに集中せず、周囲の見張りを行うこと。

付図1 事故発生場所概略図

